

Title	日本建國の年代について(上)
Sub Title	The date of the founding of the Japanese Empire (1)
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.26, No.1/2 (1952. 12) ,p.1- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19521200-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19521200-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本建國の年代について (上)

橋 本 増 吉

日本の建國が何れの時に規定さるべきかといふことは、史料缺乏のため容易に推定し難き問題として残されてゐる。たゞ、従來は日本の紀元年數が天皇の代數に比して、餘りにも過長であるとして疑はれ、一世代を二十年乃至三十年と假定して、中國・半島の史實に對照し、或は古事記注記の干支などを参照して、日本書紀の年紀を訂正し、大凡六百年位の延長ありと認め、神武紀元を以て略々基督紀元の頃に批定せんとする試案が、提議された程度に過ぎなかつた。予もまた曾て拙著「東洋史上より觀たる日本上古史研究」の中で、この問題に觸れ、第二十二章より第二十九章に互り、多少の論考を試みたのであるが、もとよりなほ不備なるを免れなかつた。けれども、當時にありては、あれ以上に筆を進むることが、出來ない世情であつたので、あの程度に留むるの外なかつたのである。

然るに、最近一般の世情は大に異り、更に自由なる考究が行はれ得ることとなつたので、新にこの問題に論及せらるゝ、多くの學者を見るに至つたのである。しかも、なほ考究の餘地大なるものがあり、容易に斷案に到達し能はざる状態に置かれてゐるので、予もまたこゝに一試案を提議して、同學の示教を乞はんと欲するものである。

二

日本書記の神武紀元が中國の讖緯說に基き、規定されしもので、既に古く三善清行が醍醐天皇の昌泰三年（西紀九〇〇）庚申十一月二十一日「預論革命議」なる一書を作り、更に翌昌泰四年辛酉二月二十二日「請改元應天道之狀」なる一書を作つた中で、論じてゐる通りに、易緯・詩緯・春秋緯等の辛酉革命、甲子革命、戊午革運なる緯說に據りしものなることは、曾て那珂博士が「外交釋史卷之一第三章辛酉革命ノ事」なる條に於て、詳論せられた通りである。清行はもとより上古の紀年を信じ、その易緯の說に合することを論じたのであつたけれども、今日ではその上奏の文によりて、今は散佚して傳はらない、それ等の緯說を知り、逆に神武の辛酉紀元の由來を確認し得るのであるから、伴信友を始め、後の學者がこの所說によりて神武紀元の作爲を認定せしことは、もとより當然の事情であらう。

最近、飯島忠夫博士は日本書記の推古天皇十年の條に、「冬十月、百濟僧觀勒來之、仍貢曆本及天文地理書并遁甲方術之書也、是時選書生三四人、以俾學習於觀勒矣、陽胡史祖玉陳習曆法、大友村主高聰學天文遁甲、山背臣田並立學方術、皆學以成業」とあるにより、

三善清行は平安朝の中頃に宇多・醍醐二天皇の朝に事へた學者であつて、天文遁甲曆算の術にも通じた人であるが、醍醐天皇に上書して改元のことを論じたことがある。

と稱し、そのいはゆる革命勘文の概要を引用し、

清行の知識は推古天皇の時に百濟の僧の觀勒が傳へた遁甲の傳統を承けて居るものと推測される。

と斷じ、更に、

神武天皇の元年辛酉は四緑に當り、四年甲子は一白に當る。そして推古天皇の九年辛酉もまた四緑に當り、十二年甲子は一白に當る。兩天皇の間には此の如き状態が一回も起り得ない。そこで自分は推古天皇とその攝政たる聖德太子との新政を上古に反映したものととして、神武天皇の時代を説明したいと思ふ。されば、神武天皇の元年辛酉は遁甲の知識を本として作られたものであらう。

と推定し、

神武天皇の紀元元年を易緯・詩緯の辛酉革命説によつて、後世から逆推したといふ説は、徳川時代の學者が早く既に唱へた所であつて、石原正明・清宮秀堅などが之を言ひ、明治二十一年に及んで、故那珂博士がその「上世紀年考」に於て又之を論じた。しかし遁甲術の應用といふことは、自分の始めて言ふ所である。<sup>(1)</sup>と述べてゐる。

けれども、神武天皇の即位元年を辛酉と定めたことが、果して遁甲術の知識に基くものとして、認められ得るであらうか、疑ひなきを得ないのである。元來、飯島博士のいはゆる遁甲術の解説には、なほ疑問の餘地が存するやに思はれるのであるけれども、假にその解説に據るとすれば、「神武・推古兩天皇の間には辛酉が四緑で、甲子が一白といふが如き状態は一回も起り得ない」とは如何にして斷ぜられたものであらうか。博士が掲出せられた、七元三變表について見るも、<sup>(2)</sup>第一變の第一元に辛酉が四緑で、甲子が一白なる状態に始まり、第四元・第七元もまた同様であり、第二變の第三元・第六元、第三變の第二元第五元も前者と同一の状態となり、何れも辛酉四緑、甲子一白となつてゐるのでは

ないか。神武元年辛酉より推古九年辛酉までは、一千二百六十年で、二十一元即ち一郡に當るのであるが、その間に七回は必ず同一状態の年が生ずべきことは、博士自身の作成した七元三變表の明示するところではないか。即ち神武天皇元年辛酉四緑から推古天皇の九年辛酉四緑まで、一郡一千二百六十年の間に、毎百八十年に一回は必ず辛酉四緑、甲子一白の年を迎ふべきはずである。しかも、遁甲術の上で、四緑が創業と關連して特別の意義を有する譯ではないのであるから、たゞ現行の配當に従へば、推古天皇九年が恰も辛酉四緑の年に當り、従つて神武天皇元年がまた辛酉四緑の年に當るといふに過ぎないのである。そこに四緑なる遁甲術の配當に特殊の意義あるものとは思はれない。

蓋し、遁甲術なるものは、元來易緯乾鑿度から起つた方術で、太乙九宮を行くの法として傳へられ、後漢以來行はれたものの如く、漢書藝文志にはその名を見ないのであるが、後漢書方術傳の唐の章懷太子注には、「遁甲推六甲之陰、而隱遁也、今書七志有遁甲經」と見えて居り、辭源には、

其法、以三十干中之乙丙丁、爲三奇、以戊己庚辛壬癸、爲六像、而以甲統之、以配九宮、視其加臨之吉凶、以爲趨避、故謂之遁甲、とあり。顧炎武も

易乾鑿度曰、太一取其數、以行九宮、とあるに注し、

河圖之數、戴九履一、左三右七、二四爲肩、六八爲足、五居中央、從橫十五、故曰、太一取其數、以行九宮、惠氏曰、案九宮之法、一二三四五六七八九、一北九南、三東七西、四東南、六西北、二西南、八東北、五居中、方位

與<sub>二</sub>說卦<sub>一</sub>同、乾鑿度所謂四正四維、皆合<sub>二</sub>于十五<sub>一</sub>、是以五乘<sub>レ</sub>十、即大衍之數、劉牧謂<sub>二</sub>之河圖<sub>一</sub>、と述べてゐるが、朱熹は劉牧の説を誤りとなし、孔安國・劉歆等の舊説に従つて、これを洛書と名けてゐる。更に顧氏は鄭玄の注を引き、

鄭玄注曰、太一者北辰神名也、下行<sub>二</sub>八卦之宮<sub>一</sub>、每四乃還<sub>二</sub>於中央<sub>一</sub>、中央者地神之所<sub>レ</sub>居、故謂<sub>二</sub>之九宮<sub>一</sub>、天數以<sub>レ</sub>陽出、以<sub>レ</sub>陰入、陽起<sub>二</sub>於子<sub>一</sub>、陰起<sub>二</sub>於午<sub>一</sub>、是以太<sub>一</sub>下行<sub>二</sub>九宮<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>坎宮<sub>一</sub>始、自<sub>レ</sub>此即坤宮、又自<sub>レ</sub>此而震宮、既又自<sub>レ</sub>此而巽宮、所<sub>レ</sub>行者半矣、還息<sub>二</sub>於中央之宮<sub>一</sub>、既又自<sub>レ</sub>此而乾宮、自<sub>レ</sub>此而兌宮、自<sub>レ</sub>此而艮宮、自<sub>レ</sub>此而離宮、行則周矣、上游息<sub>二</sub>太一之宮<sub>一</sub>、而反<sub>二</sub>紫宮<sub>一</sub>、行起從<sub>二</sub>坎宮<sub>一</sub>、終<sub>二</sub>離宮<sub>一</sub>也、

と見えてゐる。<sup>(3)</sup>飯島博士の解するところは、異なるものあるやに思はれる。同じく遁甲術の名を以て傳へられるものも、時代により、また流派により、種々の異説を見るのであり、或はこれを以て忍術妖術の一種で、人目をくらまして、我が身をかくす術であると傳ふるものもあり、または漢の郎中鄭固の碑に、「遂遁退讓」との字句あるにより、元來「遁」は「循」の借字で、循甲の意に解すべく、「六甲循還して數を推す」の義であると解するものすら存するのである。<sup>(4)</sup>けれども、隋書經籍志によると、凡べて遯甲決とか遯甲經要鈔とか三元遯甲圖とか遯甲穴隱祕處經などとなつてゐるので、「遁」は「循」の借字とのみはいはれまい。新舊唐書以後の經籍志、藝文志には全部「遁甲」の文字となつてゐる。しかも、遁甲經・遁甲文・三元遁甲圖などと共に、九宮經解・太一大遊曆などの書名が、同じく五行類に屬するものであるが、各別に併記されてゐるのを見ると、元來「遁甲」と「太一九宮」とは別種の意義を有するものではないかとの、疑念すら生ずるのである。推古天皇十年に我が國に將來したと傳ふる、いはゆる遁甲方術の書が、果して如何なる種類

のものであつたかも、問題であるが、この書紀の記載が果してそのまま史實として信ぜられ得べきかどうか、また問題であらう。何れにせよ、遁甲の問題は決して簡単に結論さるべき單純なるものではないのであるから、他日別に稿を改めて論ずるつもりであるが、今は姑らく飯島博士の言ふところによるとして、そこにいはゆる「四綠」なる遁甲的表示に、何故それが神武天皇即位元年に當てられねばならなかつたか、何等特殊の意義あるを、認むることが出来ないのである。かのいはゆる三元九宮の説に於ても、飯島博士が表示せし如く、「辛酉」より始めてゐるものなく、凡べて「甲子」より始めて居り、「辛酉」に對して何等特別なる注意を拂ひし事實を、認むることが出来ないのである。

然るに、讖緯説の重要要素たる陰陽五行説によると、辛酉は五行の配當にて何れも金に當り、陰陽二氣の配當にてもまた陰氣に當るのであるから、同性同氣相重なり、陰氣偏在してその極に達し、當に變革の運にある譯である。この事については、既に那珂博士が論證せられた通りに、寛仁五年辛酉の歲、藤原賴隆の勘奏に隋の蕭吉著五行大義を引き、「金之正方在<sub>レ</sub>酉、含<sub>ニ</sub>煞氣<sub>一</sub>矣、故以兌上離下、象革卦矣、」と云ひ、禮記月令の「其日庚辛」なる文句の注に、「庚之言更也、辛之言新也、萬物皆新變更也、」とある文句や、尙書洪範に「金爲<sub>ニ</sub>從革<sub>一</sub>、金性能改也、」とある文句を引き、金と變革との關連を説き、承曆四年庚申大江匡房の勘奏、永保四年甲子、藤原實政の勘奏に、何れも開元曆紀經の「辛酉爲<sub>レ</sub>金、戊午爲<sub>レ</sub>火、火歲革運、金歲革命、尤協<sub>ニ</sub>革卦之躰<sub>一</sub>」とある文句を引き、五行運行の理を述べてゐる通りに、當時の學者等の信念であつたのであるから、辛酉の年を以て革命の年と見ることは、陰陽五行思想と關連ある易緯・詩緯などの讖緯説に於て、もとより當然のことであらう。

されば、かの三善清行も、飯島博士が確言せらるるやうに、果して遁甲術に通じてゐたかどうか、記録上では全く不

明であり、大日本史卷百三十四の本傳にも遁甲については何等記するところなく、たゞ「清行明ニ法律、精ニ算術、博涉ニ經史、旁搜ニ百家、強記洽聞、爲ニ一時之宗、」とあるに過ぎないのである。けれども、「旁搜百家」とあるので、その中に遁甲術も包括されてゐると思はれるし、またその時代から見ても、讖緯説に通じてゐた清行が、讖緯説に關連ある遁甲術をも學習してゐたりしことは、あり得べき事情とも思はれるのである。されど、もし果して然りとすれば、その「預論革命議」に於ても、また「請改元應天道之狀」に於ても、更に一言も遁甲に及ばず、主として易緯・詩緯に據りて、辛酉革命の理を論じてゐるのを見ると、清行は神武即位元年辛酉の由來が遁甲によりて解説すべき性質のものでないことを、確認しゐたりしがためと推認せられるのである。されば、飯島博士が今日これを以て遁甲術の應用なりとなし、自己の創見と誇稱するが如きは、如何のものであらうか、疑ひなきを得ないのである。これ蓋し、博士が餘りにも推古天皇十年の記事に囚はれた爲めかと思はれるが、日本書紀のこれ等の記事は、必ずしもそれほど信賴に値するものではなく、遁甲術の傳來なども、或はそれ以後に下るものか、或はそれ以前に溯るものかは検討を要することであらう。たゞ日本書紀に記された神武東征の詔勅に、

自天孫降跡、以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歲、

とある年數が、伴信友等の所説の如く、後世の攙入であるとするも、或は元來の記事であるとするも、その年數が飯島博士所論の如く、參天台五臺山記・簾中抄・皇代記・元享釋書などに見ゆる、瓊々杵尊三十一萬八千五百四十二歲、彥火々出見尊六十三萬七千八百九十二歲、葺不合尊八十三萬六千四十二歲、合計一百七十九萬二千四百七十六歲なる年數に相當するもので、唐の高祖の武德九年（六二六）に造られた戊寅元曆の上元戊寅の歲を以て、天孫降臨の年となすも



のであらうといふ所説は、まづ一應首肯され得べき考察で、當らずといへども、遠からざるものであらう。しかも、戊寅元暦の出來た唐の武徳九年は、推古天皇三十四年で、聖徳太子の薨後五年目に當るのであるから、推古天皇の二十八年(六二〇)に天皇記・國記等が編録された時には、この暦法はなほ未だ存在しなかつたはずである。されば、神武紀元辛酉の年が定められたのは、もとよりその暦法とは無關係に、主として易説によつたものと認められるが、その後百年の後、元正天皇の養老四年(七二〇)に日本書紀完成の際には、恐らく戊寅元暦に基き、天孫降臨の年代をも推算して、かの大數を掲げるに至つたものとも考へられ得るのである。必ずしもこれを以て更に後世の攙入と見るにも及ぶまい。

## 三

それから、飯島博士が日本書紀の神武天皇以來推古天皇に至る曆日は、何承天の元嘉曆に據れるものとなす所説も、また再考の要あることを、認めざるを得ないのである。

蓋し、飯島博士の論據とするところは、「日本書紀が撰録された時に、日本にあつた中國曆は、元嘉曆と儀鳳曆との二つであるから、神武天皇から欽明天皇に至るまでの曆日記事は、恐らくこの二曆の何れかによりて算出した結果を記したものであらう」となし、然るに、元嘉曆の方では、「B.C. 5261の正月朔が雨水の季節に合し、且つそれが甲子の日に當るところの夜半(午前零時)から起算するもので、毎月の長さは平均數を用ひる。この算法によりて得る朔を平朔といふ」のであるが、その一年の數は 365.2467 一月の平均日數は 29.530585 となつてゐる。儀鳳曆の方はその一年の日數を 365.2448 一月の平均日數を 29.530597 となすのであるが、毎月の朔を算出するには、定朔の法を取る。定朔とは平朔の

結果に日月の運行の遅速を加算するもので、平朔が大月即ち三十日の月と小月即ち二十九日の月とを交互に配置し、一定の間隔を置いて、大月を二回重ねるのに對し、定朔は大月が四回重なり、小月が三回重なることもあり、定朔によれば一月の長さは長短不同で、全く一定して居らぬから」といふ理由で、儀鳳曆でなく、元嘉曆によつたものと認め、「そこで、元嘉曆の算法によりて得た結果を、神武天皇以來推古天皇までの間の曆日記事―煩雜を避けるために、春正月朔の干支を記したもののみに對照すれば、次の表に示すが如きものを得る」となして、その結果を表示してゐるのである。

その中で、三つは「神武四十二年 (B.C.六一九) 正月壬子朔が癸丑、」安寧三年 (B.C.五四六) 正月戊寅朔が己卯、」崇神二十九年 (六九) 正月己亥朔が庚子、」とある如く、書紀の記事との間に各一日の差があり、他の三つは「綏靖二十五年 (B.C.五五七) 正月壬子朔が壬午、」孝昭六十八年 (B.C.四〇八) 正月丁亥朔が戊午、」垂仁元年 (二九) 正月丁巳朔が丁丑、」とある如く、誤寫と認められるもので、その他の六十一個は凡べて元嘉曆による計算の結果と符合するのである。「もし儀鳳曆による計算の結果を用ひたものとすれば、それは毎月の長さを不同にする定朔の法であるから、平朔の法を用ひる元嘉曆の計算と、此の如く多數の符合を見るべきものではない。その元嘉曆と相違するものは、恐らく當時の筆者の過失によるものか、又は傳寫の誤りであらう。然るときは書紀の曆日は元嘉曆の算法に據つたものと斷定することが出来るのである。」となし、「なほこの考察を助けるために、(一)神武天皇の東征元年より同天皇崩御の年まで、(二)仲哀・神功・應神朝、(三)雄略・清寧朝、(四)推古朝のすべての朔の記載を點檢すると、神武天皇時代では干支朔の記事二十五個の中で、一日の差で合はぬのが、「神武東征元年 (B.C.六六七) の十一月丙戌朔が丁亥、」五年 (B.C.六六三) 六月乙未朔が丙申、」八

月甲午朔が乙未、「十月癸巳朔が甲午」、「神武即位四年（BC六五七）二月壬戌朔が癸亥」、「四十二年（BC六一九）正月壬子朔が癸丑」の六個、「誤記と思はれる不合のものが」、「神武東征六年（BC六六二）八月癸丑朔が己丑」、「九月壬午朔が戊午」の二個だけで、「他の十六個は元嘉曆と一致」するし、「仲哀・神功・應神期では、二十四個の中で、一ヶ月の相違あるものが」、「神功元年（二〇一）十月癸亥朔が十一月癸亥朔」、「同五十二年（二五二）九月丁卯朔が十月丁卯朔」、「應神二年（二七一）三月庚戌朔が四月庚戌朔」、「同五年（二七四）八月庚寅朔が九月庚寅朔」の四個、「一日の差あるものが」、「神功五年（二〇五）三月癸卯朔が甲辰」の一個だけであり、「元嘉曆と一致するものが十九個」である。更に雄略・清寧朝では三十一個の朔の干支が盡く元嘉曆に一致する。然るに、「推古朝ではすべて五十二個の中」、「元年（五九三）四月庚午朔が辛未」、「五年（五九七）十一月癸酉朔が甲戌」の二個だけが一日の差となつてゐる。「欽明朝以來百濟の曆博士が元嘉曆の知識を傳へてゐるのであるから、推古朝の曆日に元嘉曆に合はないものがあるべき譯はない。これは全く算者の過失誤算である。故に神武天皇時代及び仲哀・神功・應神朝に見る一日差のものも、亦算者の過失によつたものと推定される。なほ、推古朝のものには、「三十六年（六二八）四月壬午朔が丁丑」、「九月己巳朔が乙巳」とあり、元嘉曆不合のものが二つあるが、「これは恐らく傳寫の誤りであらう。」また「三十一年のものは、書紀には三十二年の條下に、三十二年のものは三十三年の條下に收められて居るが、これは編者の過失と思はれる。」「然るときは、神武天皇以來の書紀の曆日は、元嘉曆の計算によりて得たものと言ふことが出来るのである。」「但し、神武朝及び仲哀・神功・應神朝の一日の差は、儀鳳曆などの混入したのかも知れぬ」と論じ、更に「神武天皇元年春正月庚辰朔は現代の天文學の知識に基いた計算の結果とも一致するが、また元嘉曆の算法による計算とも一致する」となし、その算出方法を述べ、

「元嘉曆の曆元はB.C.5261年の正月甲子朔に置いてあるから、この曆元から神武元年(B.C.660)正月朔までに経過した年数は4601年であり、その年數に含まれた月數は十九年七閏法に従ひ、56907その日數は1680496.99となる。そこで、この日數を甲子から數へて六十日に至る毎に除去すれば、剩餘は66.99である。乃ち神武元年正月朔は甲子から十七日目の庚辰で、入朔の時刻は庚辰の日に入ること0.99となる譯だ」とせらるゝのである。

以上の如き飯島博士の研究は一應は尤もの様にも見られるのである。けれども、更に再考するに、日本書紀編撰の時に元嘉曆と儀鳳曆と兩者の知識を有してゐたことは、持統天皇四年の條に、「十一月甲戌朔甲申、奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆」とある記事によりて、明確なことであるから、日本書紀の撰者がその古代の年代を逆算作爲する際、單に元嘉曆の知識のみにより、儀鳳曆の知識を全く利用しなかつたと見ることが、果して正しい見解であらうか、疑はれるのである。さればこそ飯島博士自身も、「神武朝及び仲哀・神功・應神朝の一日差は、儀鳳曆などの混入したのかも知れぬ」との疑念を残して居らるゝのであらう。しかも、儀鳳曆は定朔の法に據つてゐるからとの理由で、遂にこれに對する検討を放棄し、かつ便宜主義に囚はれて、凡べての「干支朔」について調査することなく、「煩雜を避けるため」と稱して、たゞ「春正月朔の干支あるもの」だけに限り、かつ神武朝と仲哀・神功・應神朝と雄略・清寧朝と推古朝とに限り、凡べての朔の記載を點檢せしだけで満足されたことは、徹底を缺き、不備なるを免かれない。

#### 四

然るに、故小川清彦氏は日本書紀所載の月朔記事全部について検討を加へられ、その結果神武時代から五世紀中頃ま

で約一千百年の間は儀鳳曆の平朔によりて推算されしもので、それ以後持統朝に至るまでは、元嘉曆の平朔に據れるものなることを斷ぜられたのである。

今同氏の論ずるところを観るに、まづ元嘉曆と儀鳳曆との基本數式として、

$$\left. \begin{array}{l} \text{元嘉曆} \\ \text{閏 餘} = 26.42210 + 10.87968925A.D. - (29.530585106) \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{正月} = 57.69737 + 5.24671053A.D. - (60) \\ \text{閏 餘} = 26.42210 + 10.87968925A.D. - (29.530585106) \end{array}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{儀鳳曆} \\ \text{閏 餘} = 27.33607 + 10.8776120A.D. - (29.53059701) \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{正月} = 58.52189 + 5.24477612A.D. - (60) \\ \text{閏 餘} = 27.33607 + 10.8776120A.D. - (29.53059701) \end{array}$$

の兩式を掲げ、この兩曆法を比較し、その二組の式のそれらの差を採れば、

$$\text{正月} = 0.82452 + 0.00193441A.D.$$

$$\text{閏 餘} = 0.91397 + 0.002077A.D. + 0.000012M$$

$$\therefore \text{正月朔} = +0.089 - 0.00014A.D.$$

となるをなし、「M」はADの三分一位のもので、M項は省略して差支ありません。これによると、神武天皇頃には元嘉曆の朔は儀鳳曆のよりも約十八刻おそいのですが、此差は次第に減少し、600A.D.頃になると消滅して、同時刻になり、630年以後は却つて元嘉曆の方が早くなること分ります。次に中氣の方は、神武天皇の頃には元嘉曆の方が二日早い、この差は次第に減少し、630年頃には消滅して同時刻となり、その後は却つておくれ、600年頃には三十四刻許りおそくなること分ります。このために元嘉曆の閏月は最初のうちは二ヶ月おくれることあり、630年以後

には却つて早くなることが起り勝ちになるわけであり、と論じてゐるのであるが、これ等の推察をなすに當り、氏は「儀鳳曆では定氣定朔を使ふのでありますが、以下儀鳳曆と申し上けるのは、これを恆氣（平氣）短朔（平朔）として取扱つたものを指すものと、御含み置きを願います」と斷つてゐるのである。かくて小川氏は、その推算と記録とを對照し、

日本書紀には神武天皇の太歲甲寅—666から推古天皇の十一年603 A. D.に至る約1270年間に、月朔干支は約420個、閏月が6個載つてゐます。持統天皇十一年697 A. D.まで1364年間には月朔干支が約880個、閏月が13個載つてゐます。その各個に對し推算を試みるのでありますが、計算は先づ元嘉曆にて行ひます。それから出る朔の時刻から18刻引ひても前日に變らぬものは、儀鳳曆・春海曆による計算を見合せます。此場合合朔の干支がすべて一致することは明らかであるからであります。しかし、前日に變るものに對しては、儀鳳曆及び春海曆の推算を行ひます。この結果、互に一致することもあり、一致せぬこともありませう。三曆法による推算の結果か一致する場合には、記録の干支とも一般に一致することが見出されます。この場合、記録の干支が數日以上異なるものが14個ありますが、これ等は皆記録の誤脱或は誤寫と見られるものであります。また孝元四年三月甲申朔は推算がすべて癸未朔を與へるところから、これは正月甲申朔の誤寫と認められて居るもので、要するに記録に訂正を要することの明かなものは15個であります。

となして、これ等を表示し、かくてそれ等を除いた残りの中で、三曆法の推算結果か互に一致せざるものだけを抽出して、それ等を書記の記録と比較對照し、左の表を作成されたのである。

なほ、小川氏は、「閏月の明記あるものは六個に過ぎませぬが、その介在が推定されるものが、なほ少くとも三十六個あるのです。これ的大部分は互に推算閏月が異なるとしても、乏しい記録に照すかぎり、無難なものであり、つまりその年に閏月か確かにあるといふことを示して居るに止まります。問題となるのは、その中の—6,404 A. D. 570 A. D. の三個だけであります。従つて、閏月で材料となるのは、總計九個となる譯であります」と述べてゐる<sup>(8)</sup>。

一致せぬ推算と記録の對照表

日本書紀の朔及閏	西紀	儀鳳曆平朔	元嘉曆平朔	大統曆平朔
(大歲)甲寅年十一月丙戌朔	—666	22,964 丙戌	23,153 丁亥	23,017 丁亥
“ 戊午年六月乙未朔	—662	31,841 乙未	32,030 丙申	31,894 乙未
“ “ 八月甲午朔	“	30,902 甲午	31,091 乙未	30,955 甲午
“ “ 十月癸巳朔	“	29,963 癸巳	30,152 甲午	30,017 甲午
神武元年正月庚辰朔	—659	16,820 庚辰	17,007 辛巳	16,873 庚辰
“ 四年二月壬戌朔	—656	58,983 壬戌	59,129 癸亥	59,036 癸亥
“ 四十二年正月壬子朔	—618	48,833 壬子	49,013 癸丑	48,883 壬子
“ 七十七年九月乙卯朔	—583	51,826 乙卯	52,001 丙辰	51,874 乙卯
安寧三年正月戊寅朔	—545	14,962 戊寅	15,132 己卯	15,008 己卯
懿德二年二月癸卯朔	—508	39,975 癸卯	40,140 甲辰	40,019 甲辰
孝安三十八年八月丙子朔	—354	12,946 丙子	13,086 丁丑	12,981 丙子

崇神九年三月甲子朔	—88	0.957	甲子	1.059	乙丑	0.976	甲子
〃 十年七月丙戌朔	—87	22.977	丙戌	23.080	丁亥	22.996	丙戌
〃 二十九年正月己亥朔	—68	35.954	己亥	36.053	庚子	35.971	己亥
垂仁十五年二月乙卯朔	—14	51.923	乙卯	52.013	丙辰	51.937	乙卯
〃 二十三年十月乙丑朔	—6	閏十月	乙丑	閏十月	乙丑	閏九月、十月	乙丑
景行十二年九月甲子朔	82	0.987	甲子	1.066	乙丑	0.994	甲子
成務二年十一月癸酉朔	132	9.957	癸酉	10.026	甲戌	9.962	癸酉
仲哀元年閏十一月乙卯朔	192	閏十一月	乙卯	閏十二月	甲申	閏十一月	乙卯
〃 九年三月壬申朔	200	8.944	壬申	9.005	癸酉	8.925	壬申
仁德八十七年十月癸未朔	399	19.988	癸未	20.020	甲申	19.977	癸未
履仲五年九月乙酉朔	404	閏九月	乙酉	閏九月	乙酉	閏九月	乙酉
安康三年八月甲申朔	456	19.998	癸未	20.023	甲申	19.983	癸未
雄略四年八月辛卯朔	460	26.997	庚寅	27.020	辛卯	26.982	庚寅
清寧四年閏五月	483	閏六月	戊申	閏五月	戊寅	閏六月	戊申
安閑元年閏十二月	534	閏十二月	己卯	閏十二月	己卯	閏十二月	戊寅
欽明九年閏七月庚申朔	548	閏七月	庚申	閏七月	庚申	閏七月	庚申
〃 三十一年三月甲申朔	570	三月	甲申	三月	甲申	三月	甲申
〃 〃 四月甲申朔	〃	閏四月	甲申	閏四月	甲申	閏三月	甲寅
敏達十年閏二月	581	閏二月	辛巳	閏二月	辛巳	閏二月	辛巳



推古十年閏十月乙亥朔	602	閏十月乙亥	閏十月乙亥	閏十月乙亥
大化元年八月丙申朔	645	33.003 丁酉	32.997 丙申	32.978 丙申
" 五年五月癸卯朔	649	40.941 甲辰	40.935 甲辰	40.905 甲辰
天智六年閏十一月丁亥朔	667	閏十二月丙辰	閏十一月丁亥	閏正月丙戌
" 八年五月戊寅朔	669	14.999 戊寅	14.990 戊寅	14.971 戊寅
天武二年五月乙酉朔	673	21.998 乙酉	21.988 乙酉	21.970 乙酉
" 閏六月乙酉朔	"	閏六月乙酉	閏六月乙酉	閏六月乙酉
" 六年四月壬辰朔	677	28.997 壬辰	28.987 壬辰	28.969 壬辰
" 十年四月己亥朔	681	35.996 己亥	35.985 己亥	35.968 己亥
" 閏七月戊戌朔	"	閏七月戊戌	閏七月戊戌	閏七月戊戌
" 十三年閏四月壬午朔	684	閏四月壬午	閏四月壬午	閏四月壬午
" 十四年三月丙午朔	685	42.996 丙午	42.984 丙午	42.967 丙午
持統三年三月癸丑朔	689	49.995 癸丑	49.983 癸丑	49.966 癸丑
" 閏八月辛亥朔	"	閏九月庚辰	閏八月辛亥	閏十月庚戌
" 六年閏五月乙未朔	692	閏五月乙未	閏五月乙未	閏六月甲子
" 十一月辛卯朔	"	28.402 壬辰	28.390 壬辰	28.373 壬辰
" 七年二月庚申朔	693	56.994 庚申	56.981 庚申	56.965 庚申
" 九年閏二月己卯朔	695	閏二月己卯	閏二月己卯	閏二月己卯
" 十年十二月己巳朔	696	4.932 戊辰	4.919 戊辰	4.903 戊辰
" 十一年四月丙寅朔	697	3.054 丁卯	3.041 丁卯	3.025 丁卯

辛卯ハ儀威  
曆定朔

本表以外の月朔千支八百餘は元嘉曆推算と一致す。

大化五年五月癸卯朔。上例によれば、日本長曆は記録に従ひ癸卯とすべきならん。されど、五月癸卯朔は不可能なのである。それでは四月が 28 日となる。

持統六年閏五月乙未朔。春海は本年より儀鳳曆を行へりとなす。されど、それは平朔法なるべし。十一月朔に限り定期なり、持統七年二月庚申朔。全月平朔也。

〃九年閏二月己卯朔。全月平朔也。

〃十年十二月己巳朔。十二月朔（定期）の他は平朔也。

〃十一年四月丙寅朔。四月朔（定期）の他は平朔也。

ついで小川氏はこの表について説明を加へ、

この表に基き、各曆法の記録に對する適合性を検討すれば、次のやうなものでありませう。

元嘉曆—これは 400 A.D. 頃までは全然記録に適合しません。併し、その以後に對しては、他の曆法の孰れよりも適合性に於て勝つてゐます。

儀鳳曆—これは 450 A.D. 頃までは記録とかなりよく一致してゐますが、それ以後は適合性が失はれます。丁度元嘉曆の反對であります。

今儀鳳曆による推算結果と元嘉曆によるものとを、404—456 A.D. の間で連絡したと考へます。この表に於て黒枠で圍んだ部分であります。その結果は、三個の例外を除けば、記録と全く一致するのであります。この不一致を示す三個は、いづれも閏字を缺くと否との違ひであります。そこで私はこれらの三個は記録に於て閏字を脱漏したものと認

めたい。かやうに三個の閏字を補充すれば、推算結果は全部記録と一致するわけであります。(中略)若し記録が十分信頼のおける性質のものならば、それに對して我田引水的な手入れを施すことは、非難すべきことでありませう。然しながら、古い時代の歴史的記録などは、かやうな性質からは、かなり遠いものであります。現に日本書紀にも傳寫の際に起つた錯簡誤脱衍文などが、かなり多數あるのであります。(中略)これを要するに、日本書紀の干支は同書編纂の際、最初儀鳳曆法によつて西紀五世紀前半の分を推算し、それ以後は、元嘉曆によつて推算せるものを記入したものと、考へられるのであります。中途から元嘉曆に乗り換へたのは、儀鳳曆との朔差が小さくなつた頃を見計つて、推古朝以後の分との連続性を保持するために、必要と考へられたとして、十分納得の行くことと思はれます。而して、兩曆交替の年については、無論斷言は出來兼ねますが、辛酉の歳とすれば、421 A. D.、甲子の歳とすれば、424 A. D.であり、兎に角、420 A. D.時代と見れば大過なからんと思はれます。我邦で初めて曆日を用ゐたのは、政事要略に推古天皇十二年 604 A. D.正月元日より始めて曆日を行ふと明記してあるのでありますから、従つて、それ以前には推算された曆日といふものはなく、月日の経過など極く大雑把なところで満足してゐたと考へねばなりません。本居宣長もその眞曆考に於て同じ意見を詳述して居ります。

と斷じてゐるのである。

## 五

今、小川氏の研究を飯島博士の研究に比すれば、遙かに精緻にして、徹底的なる點に於て優れてゐることを、認めざ

るを得ないのである。随つて、予は大體に於て小川氏の見解に従ふものであるが、しかもなほ多少考慮の餘地あることを思はざるを得ないのである。

蓋し、小川氏は飯島博士と同様に、政事要略所載の儒傳の記事に信頼して、推古天皇十二年から始めて曆日を施行したものと、認めて居らるのであるが、この書の撰者惟宗允亮は一條天皇の正曆中(990—994)に勘解由次官に任ぜられ、左衛門權佐、檢非違使を経て長徳四年(998) 姓惟宗朝臣を賜ひ、彈正判事を兼ね、寛弘中(1004—1011) 河内守を兼ね、從四位下に補せられ、夙に才名があり、家學に通じ、明法博士となつた人で、この書は父祖の舊記を始め、諸書を涉獵して、編撰したものであると傳へられる。けれども、曆日施行の始めについては、日本書紀にも古事記にも何等の記載もないのであり、書紀に見える曆日施行に關する記事としては、實に持統天皇紀四年十一月の條に、「甲申・奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆」とあるだけである。書紀の推古天皇紀に曆日施行の記事がないのを見て、或は傳寫の際に脱落したのではないかを、疑ふものがあるけれども、一二の文字の誤脱などは異り、かくも重大なる記事を脱落するが如きことは、斷じてあり得ないことであらうと考へる。だから、書紀の編撰されし時には、曆日施行の始めについては、確實なる知識を有しなかつたものと、見なければならぬのであるが、元正天皇四年(720) 書紀完成の時よりも約二百六、七十年の後、如何に才名あり、博學であつたとしても、惟宗允亮によつて傳へらるるところを、そのままに信ずべきではあるまいと考へる。

元來、自ら殆ど固有の文化として誇示すべきものを有せず、古來海外文化の傳來によりて、その文化生活の向上發展をなした我が國民は、一種の自卑的性格強く、特に敗戦後の時代に於て、その傾向の著しきものあるを見るのである。

實に國初日本建國の勢に乗じて、朝鮮半島の南半にまでその國威を伸張し、宋書東夷傳所載の倭王武（雄略天皇）の上表に見る如く、我が國勢の隆昌を誇示した、海外發展の時代を過ぎ、高句麗の南侵、新羅の勃興、大唐の來征などにより、半島に於ける我が國の權威は一掃され、敗戦國民として、大唐文化の將來模倣に傾倒した時代に撰録されたのが、古事記・日本書紀であるから、その記事内容には自卑的傾向が著しく、凡べての文化は主として百濟より學びしものと傳へてゐるのであるけれども、事實は必ずしもその傳ふるが如きものでないのではあるまいか。

たとへば、文字傳來の事實なども、普通には、古事記に品陀和氣命（應神天皇）の御世に百濟國の照古王が、「牝馬壹疋、牝馬壹疋を阿知吉師に付けて貢上り」、また「横刀と大鏡とを貢上り」、また「命を受けて貢上れる人、名は和邇吉師、即ち論語十卷・千字文一卷、併せて十一卷を、是の人に付けて貢進りき」とあるので、この時始めて我が國に文字傳來せりとなすのであるけれども、書紀の撰者すらもさすがにこれを採らず、たゞ應神紀十五年の條に、阿直岐の渡來を記し、翌十六年の條に、王仁の渡來を記し、「則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁」とあるだけで、論語・千字文の將來は全く記してゐないのである。蓋し、文字の傳來が更に遙か上古に溯ることは、疑ひなく、魏志倭人傳には、邪馬臺國女王卑彌呼が使節を魏都に遣はし、魏帝また使を遣はして詔書印綬をもたらし、倭女王その使に因つて上表し、詔恩を答謝してゐるのであるから、既にその時、漢文字の傳來が認められるばかりでなく、倭人の方でも或は中國か半島よりの歸化人であつたかも知れないが、とにかくも、答謝の上表文を起草することが出來たものとすら、認められるのである。或は更に溯つて後漢時代に於ても、光武帝の中元二年倭の奴國王の使節が漢都に入貢し、光武帝はこれに印綬を賜はつて居り、とにかくも、その時既に文字の傳來せしことが認められるし、後漢書倭人傳には、「建武中元二年、倭

奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫。」とあるところを見ると、使人が自ら「大夫」と稱した程、中國語に對する知識を有せしことが、推認せらるゝのである。されば、我が民族の間に中國文字の知られたのは、實に日本の建國以前、遙かに上代に溯るべきことが、思はれ得るのである。

同様に我が國に曆日の使用されたのも、政事要略に傳ふる如く、推古天皇十二年以後でなかつたことは、書紀に明記なき事實からも、察せられるところであらうが、しかも、三國魏の頃に、なほ曆日を使用しなかつたことは、魏志倭人傳の裴松之注に、「魏略曰、其俗不知正歲四節、但計春耕秋收、爲年紀、」とある記事によりても、知られ得るのである。

今日我が國に残存する遺物で、年紀の記事を傳ふる最古のものは、恐らく、大和石上神宮の神寶「七枝刀」に刻された銘文に見らるるものであらう。この銘文については、明治六年から十年まで石上神宮の大宮司であつた菅政友氏や、蜷川式胤氏等によりて、始めて世に紹介せられたやうであるが、その後、この銘文につき種々の考説が發表せられたのであつた。然るに、最近福山敏男博士は更にこの刀につき詳細なる研究を試み、その銘文をば、

表面。泰和四年正(或は四か五か)月十一(或は十か六か)日丙午正陽、造百練鏡七支刀、生辟百兵、宣供供俟王、□□□□作、

裏面。先世以來、未有此刀、百濊王世子奇、生聖音、故爲倭王旨造、傳不口世、

と讀まれたのである。この銘文については、なほ研究の餘地が残されてゐるであらうが、しかも、その曆日の記事が刻されてゐることは、疑ひないのである。かの古事記に、「横刀と大鏡とを貢上り」とあり、書紀にはこれを神功皇后五十二年の條にかけ、「秋九月丁卯朔丙子、久氏等從千熊長彥詣之、則獻七枝刀一口、七子鏡一面、及種種重寶」とあるが、福山博士はこれを東晉の太和四年(三六九)即ち百濟の近肖古王二十四年に當ててゐる。百濟が始めて東晉に入貢した

記事が見えるのは、簡文帝の咸安二年（三七二）であるけれども、中國の史籍に始めてその國名の見えてゐるのは、成帝の咸康八年（三四二）であるから、三六九年の頃、東晉の正朔を使用してゐたとしても、必ずしもあり得ないことも思はれない。もし果してさうであるとすれば、當時の百濟王は近肖古王で、その世子は書紀の貴須である。三國史記にはこれを仇首或謹須と記してゐる。して見ると、銘文の「百瀛王世子奇生聖音」とある「奇生」は「貴須」「仇首」「謹須」と同音の異字ではあるまいか。また福山博士が「聖音」と讀まれたのは、或は「聖善」ではあるまいか。随つて、「倭王旨」の「旨」と見られたのも、或は息長足姫命の「タラシ」を寫せしものかとも、疑はるるのであり、「宜俱供侯王」とあるのも、「宜俱供侯王」と見たいのである。判讀困難な銘文につきとかくの言を弄することは、無理だとも思はれやうが、たゞ一應卑見を披瀝して教へを乞ふだけである。何れにせよ、この神寶が曆日を傳ふる最古の遺物なることは、疑ひないのであるが、しかも、それは百濟より傳來せしものと認められるので、當時我が國に曆日の存在せし證據としては、もとより認められ得ない譯である。たゞ曆日記事の初傳がこの頃かと思はれるだけである。

けれども、確に我が國で造られた遺物で、紀年を傳ふるものとしては、紀伊國隅田の八幡神社所藏の古鏡がある。この古鏡は明かに我が國にて製作された倣製鏡で、

癸未年八月日十、大王年、男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻、念長壽、遣開中費直穢人、今州利二人等、取白上銅二百早、作此竟、

との銘文を有すものであるが、この銘文が、

大王（仁賢天皇）の御代の癸未年（五〇三）にオホトの王（繼體天皇）がオシサカの宮にましました時に、（恐らくその臣

のシマが河内のアタイの穢人、今州利の二人をして、この鏡を作らしめた。

ことを述べたものとなす福山博士の断定は、恐らく正鵠を得たものであらうと考へる。さすれば、西紀五〇三年の頃、仁賢天皇の御代に於て、既に或る種の曆法が行はれてゐたことは、認めなければなるまいかと思はれる。實に推古天皇十二年（六〇四）を溯ること約百年の前である。

つぎに、福山博士は肥後の江田古墳發掘の大刀身の背に施された銀象嵌銘文を解讀し、これを以て瑞齒別王即ち反正天皇の御代に作刀者伊太加の造つたもので、歸化人張安の書いた銘文なることを考證された。また正鵠を得た見解であらう。反正天皇の使節が宋に入貢したのは、劉宋の大帝元嘉十五年（四三八）であるから、この大刀の造られた實年代は、略々その頃として確認することが出来るのである。當時宋に行はれてゐた曆法は、魏の楊偉によりて制定され、明帝の景初元年から施行された景初曆を、晉の武帝の泰始元年以來、泰始曆と改稱したもので、宋代に於てもそのまゝ流用されたのであるから、倭女王卑彌呼の入貢の時以來、倭王讚や倭王珍の入貢の時までは、凡べてこの曆法が行はれてゐた譯である。されば、もしそれ等の使節の中で、曆に注意したものがあつたとすれば、即ちこの曆法を將來したであらうと推せられる。けれども、當時その曆法の傳來を證すべき、何等の史料も存しない。だから、當時この曆法が或は傳來し使用されたかも知れないが、今日これを述べべき何等の方法も存しない。たゞこの江田古墳出土の大刀中に、「八月」の文字あることは、當時既に何等かの曆法が存在せしにあらざるかを思はしめるだけである。

然るに、宋に於ては、太祖武帝頗る曆數を好み、何承天をして新法を撰せしめ、文帝の元嘉十二年（西紀四四五）正月よりこれを施行したのである。この新曆法を元嘉曆と稱し、東方諸國に於ても一般にこれを將來施行したものの様で、



我が國でもまたこれを傳來したかと思はれるが、今日まで一般に政事要略所收儒傳に、「推古天皇十二年（西紀六〇四）正月元日始めて曆日を行ふ」とある記事に執はれるがために、會と隋書の百濟傳に、「行宋元嘉曆、以建寅月爲歲首」とあり、かつ日本書紀の欽明天皇十四年（西紀五五三）の條に、「六月百濟に勅して醫博士、易博士、曆博士等を番に依りて上下せしめ、又卜書、曆本、種々の藥を送ること」を命じ、翌十五年（西紀五五四）二月の條に、「五經博士王柳貴を固德馬丁安に代へ、僧曇惠等九人を僧道琛等七人に代へ、別に勅を奉じて、易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、醫博士奈卒王有悛隨等を買つた」とあるにより、この時始めて百濟より元嘉曆を傳へたものと信ぜられてゐるのである。されど、それよりも約五十年前、既に何等かの曆法が我が國に行はれてゐたことは、曩に掲げた隅田八幡神社所藏の古鏡銘文によりて認められ、しかも、その製作年代が五〇三年と推定せらるるのであるから、恐く元嘉二十二年（四四五）正月以來宋に於て行はれてゐた、元嘉曆によれるものではないかとの疑ひは、十分に考へられ得るのである。

然るに、曩に掲げた、小川清彦氏の研究によりて、日本書紀の年代が大凡四〇四年（履仲天皇五年）頃までは、儀鳳曆の平朔によりて作爲せられしものに相違ないのであるが、四五六六年（安康天皇三年）頃からは、「儀鳳曆によれるものではなく、元嘉曆によりしもの」なる事實が確められたので、小川氏はこの事實を説明して、「儀鳳曆による推算結果と元嘉曆によれるものとを404 A. D. と456 A. D. との間で連絡したと考へます。中途から元嘉曆に乗り換へたのは、儀鳳曆との朔差が小さくなつた頃を見計つて、推古朝以後の分との連続性を保持するために必要と考へられたものとして、十分納得の行くことゝ思はれます」と斷じて居らるゝのである。けれども、恐らくそれは誤りで、曩に述べたやうに、隅田八幡神社所藏の古鏡銘文に「仁賢天皇の癸未の年なる明記があり、欽明天皇十四年を溯ること約五十年で、宋に於ける元嘉曆の

施行を下ること約五十八年に當つて居り、しかも、倭王讚（仁德）が宋の高祖の永初二年（四二一）と太祖の元嘉二年（四二五）との二回に互りて入貢し、ついで珍（反正）が入貢し、始めて安東將軍倭國王に除せられ、元嘉二十年（四四三）倭王濟（允恭）また入貢して、安東將軍倭國王となり、更に二十八年（四五〇）使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事を加へられ、世子興（安康）もまた入貢し、宋の世祖は大明六年（四六二）に倭王世子興に詔を下してゐるのであり、最後に倭王武（雄略）が順帝の昇明二年（四七八）即ち宋滅亡の前年に、使を遣はし上表してゐるのである。乃ち元嘉二年讚（仁德）の入貢の時までは、たゞ表を奉り、方物を獻じたゞけであるが、珍（反正）以後は除正を求め、安東將軍倭國王に除せられてゐるのであるから、宋に對していはゆる藩國となつた譯で、隨つて、當然宋の正朔を奉じたことも考へられ得る譯である。元嘉曆の實施せられた四四五年以前にも、反正天皇入貢以來、當時宋の曆法であつた、泰始曆にもよつたかとも思はれるが、宋に於て元嘉曆の實施されたのは、允恭天皇の最初の遣使より二年後であり、しかも確かに元嘉曆法によりしに相違ないと認められる日本書紀の紀年は、四五六年の頃に溯るのであるから、我が國に始めて元嘉曆の將來されたのは、恐らく允恭天皇の時ではないかと、推認せらるゝのである。しかも、大明六年倭國王世子興の遣使に對して下された詔書には、「倭王世子興突世載忠作藩外海」とあり、それを藩國として認めてゐるのであるから、當然宋の正朔を奉じたはずで、允恭天皇以來か、少くとも安康天皇からは、宋の元嘉曆の正朔を奉ぜしこと、疑うべからざるところではあるまいか。のみならず、日本書紀の紀年について見るに、御一代の治世として不當に長く思はるゝのは、仁徳天皇の在位八十七年に始まるのであり、履仲天皇以後は僅に允恭天皇の在位四十二年が稍や長く思はれるだけで、推古天皇の在位三十六年以前には欽明天皇の三十二年、繼體天皇の二十五年、雄略天皇の二十三年が長い方で、敏達天

皇十四年、仁賢天皇十一年以外は何れも十年以下であるから、御歴代の在位年として不當と思はれるものは、全く見られないのである。たゞ四〇四年即ち書紀紀年で履仲天皇の五年までは、儀鳳曆によりて測定せしことが、確かであるとすれば、元嘉曆以前の曆法が將來された事實を、確認すべき證據を留めない譯で、僅かに曩に掲げた、反正天皇の御代に作製されたと認めらるゝ江田古墳發掘の大刀銘に、その痕跡かと思はれる文句を遺すだけである。

何れにせよ、元嘉曆の傳來は百濟を経て將來されたのではなく、恐らく高句麗・百濟など、殆ど同時に、宋に於て元嘉曆の實施後間もなく、宋より直接我が國に傳來せしものなること、疑いなき事實であると思はれる。してみると、推古天皇以前といへども、元嘉曆法によつてゐる安康天皇以後の書紀紀年は、必ずしも書紀撰者の逆算によりて定められたものとのみ見る譯にはゆかないので、或はその紀年について多少據るべき史料が存したものでないかとすらも、疑はるゝのである。随つて、小川氏が安康天皇より推古天皇十二年(六〇四)に至る約百五十年の紀年を以て、凡べて書紀撰者の逆算による作爲と見ることをも、賛同に躊躇せざるを得ないのである。蓋し、もし推古天皇以前の紀年が凡べて書紀撰者による作爲であるとすれば、元嘉曆或いは儀鳳曆によりて、その全部を逆算推定することが自然であり、允恭天皇以前の年紀をそれ以後と區別して、特に儀鳳曆に據るべき理由は存しないからである。たゞ書紀の撰者は元嘉曆の施行が元嘉二十二年(四四五)であつた事實を知るがために、それ以前の紀年は元嘉曆によることを避け、當時知られた儀鳳曆によりて作爲したとも見られないでもあるまいが、書紀の撰者がその紀年の作爲に際し、それ程細心であつたとも思はれないし、また隅田八幡神社所藏の古鏡銘文によりて、五〇三年頃仁賢天皇の御代に於て、既に元嘉曆の行はれてゐたと推定すべき事實が見らるゝとすれば、かつまた安康天皇以來は宋の元嘉曆による正朔を奉じた事實が認めら

れるとすれば、書紀の撰者に少くともその頃までは、元嘉曆によらなければならぬ事情が存したのではないかとの、疑念が生ずる譯で、書紀の撰者はこれ等の入貢の事實を全く抹殺し去つたのであるけれども、或は當時これ等の封册文書の傳來に關する何物かが、遺存したかも知れないし、こゝに書紀の紀年にその名残を留め、その頃までは餘りに無理を敢てすることが、出来なかつた事情が存するのではあるまいかと、考へられるのである。<sup>11)</sup>

今試みに、古事記注記に天皇崩御年月日の見えてゐる成務より推古までの間で、記注崩御年月日と書紀所載崩御年月日とを比較するに、左表の通りである。

記紀崩御年月日比較表

論號	古事記注崩御年月日	ユリウス曆年月日	書紀崩御年月日	ユリウス曆年月日
成務	乙卯年三月十五日	355. 4. 13	庚午年六月巳朔乙卯(十一日)	(310) (370)
仲哀	壬戌年六月十一日	362. 7. 18	庚辰年二月癸卯朔戊申(六日)	(380) (320)
應神	甲午年九月九日	394. 10. 19	庚午年二月甲午朔戊申(十五日)	(430) (370)
仁德	丁卯年八月十五日	427. 9. 21	巳亥年正月戊子朔癸卯(十六日)	(459) (399)
履中	壬申年正月三日	432. 2. 19	乙巳年三月壬午朔丙申(十五日)	(465) (405)
反正	丁丑年七月	437. 8.	辛亥年正月甲申朔丙午(廿三日)	(471) (411)
允恭	甲午年正月十五日	454. 2. 28	癸巳年正月乙亥朔戊子(十四日)	453. 2. 8
雄略	巳巳年八月九日	489. 9. 19	巳未年八月庚午朔丙子(七日)	479. 9. 8
繼體	丁未年四月九日	527. 5. 24	辛亥年二月丁未(甲寅)	531. 3. 10

安閑 敏達	乙卯年三月十三日 甲辰年四月六日	535. 4. 30 584. 5. 20	乙卯年十二月癸酉朔己丑(十七日) 乙巳年八月乙酉朔己亥(十五日)	536. 1. 25 585. 9. 14
用明 崇峻 推古	丁未年四月十五日 壬子年十一月十三日 戊子年三月十五日癸丑	587. 5. 27 592. 12. 22 628. 4. 23或15	丁未年四月乙巳朔癸丑(九日) 壬子年十一月癸卯朔乙巳(三日) 戊子年三月丁未朔癸丑(七日)	587. 5. 21 592. 12. 12 628. 4. 15

すなわち、成務より反正までは年月日共に兩者全然異つてゐる。然るに、允恭・雄略・繼體の三代は允恭崩年が記注で甲午(西紀四五四)なるに對し、紀では癸巳(四五三)で、一年の差違に過ぎず、月は何れも正月で、日に一日の相違を見るだけであり、雄略崩年は年に十年の差あるも、月は同一で、日に二日の相違があるだけであり、繼體崩年は記注には丁未(五二七)の年四月九日とあり、紀には「或本云、天皇廿八年歲次甲寅崩、而此云廿五年歲次辛亥崩者、取百濟本記爲文、其文云、大歲辛亥三月、師進至安羅、營乞毛城、是月、高麗弒其王安、又聞、日本天皇及太子皇子俱崩薨、由此即言、辛亥之歲、當廿五年矣、後勘校者知之也、」と注記し、その「廿五年(辛亥、五三一)春二月、天皇病甚、丁未、天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、」とある記事の由來を説明してゐるのである。三國史記によると、卷第十九安藏王の條に、「十三年(辛亥)夏五月、王薨、號爲安藏王、」とあり、注に「是梁中大通三年、魏普泰元年也、梁書云、安藏王在位第八年、普通七年卒、誤也」と記して居り、書記の注記と全く合致する。してみると、當時繼體天皇の崩年に關して他にも記録が存したのであるが、紀の編者は勘校の結果、百濟本記に據つたことが明かであり、それは三國史記の記事とも一致する。さすれば記注の丁未(五二七)の年四月九日とあるものとは、四年の違いで、或本の廿八(甲寅五

三四)年崩とあるものとは、七年の違いとなつてゐる。されば、この時代にはとにかくも既に年紀について種々の記録があり、紀の編者はその間に勘考の要が存したことが知らるゝのである。記注の崩年は或は紀の編者のしらなかつたものかとも思はれるが、當時外國の記録だけではなく、恐らく國內の記録も存したことを推せられるので、その頃既に或種の曆が使用されてゐたことが察せられるし、その曆が當時中國にて行はれてゐた元嘉曆なるべきことも、考へられるのである。蓋し、元嘉曆は宋の文帝の元嘉二十二年(四四五)書紀の紀年で允恭天皇(即ち宋書の濟)の三十四年から、宋朝に於て施行された曆で、濟が宋に入貢したのは、元嘉二十年(四四三)及び元嘉二十八年(四五二)の二回であるから元嘉曆施行二年前と六年後であり、曩に述べた通りこれに藩屬した倭國が、その正朔を奉じたことは、當然であらうと考へる。更に安閑天皇以後について見ると、安閑は年紀を同ふし、敏達は一年の相違となつてゐるが、用明、崇峻、推古の三代は年も月も兩者全く一致してゐる。安閑と敏達との間、宣化、欽明の二代、記注を缺いてはゐるが、當時なほ全く曆を有しなかつたとは思はれない。

井本進氏はその「日本最古の古典に現われた曆日の研究」と題する論文の中で、まづ古事記注の推古天皇崩御年月日に「戊子年三月十五日癸丑日」とあり、始めて日の干支を記せし點に注目し、政事要略卷廿五に「儒傳云、以小治田朝十二年、歲次甲子、正月戊申朔、始用曆日」とあるのは、「推古天皇十二年甲子の年正月一日より、新しく日を記するのに、始めて干支をもつてするようになったのであつて、同時に百濟より將來した新曆法を採用して、從來用いていた曆法による曆日に、干支を併記したからで、殊更らに斯くの如き紀日法をとることになつたからである」と論じて居られるのである。その論旨稍不明であるが、更に「その時までの紀年法は年を數えるのには、干支を用いていたが、月日

は何月何日と干支を用いないでいた」と記されてゐるところをみると、要するに、「記注によると推古天皇十二年甲子の年正月一日から、始めて日を記するのに干支を使用することになつたものと認められるが、それは、百濟より將來した新曆法を採用して、舊曆法を廢棄したことに、關連してゐる。政事要略所載儒傳の記事はこの事實を傳へたものであらう」といはるゝものゝ様に思はれる。もし果して然りとすれば、井本氏が始めて記注に推古天皇崩御の年月日のみに日にもその干支を附記してゐる事實に、注目されたことについては、敬意を表するのであるが、それが推古天皇十二年正月一日に、百濟より將來した新曆法採用以後のことであらうとの推定には、遂に賛同し得ないのである。確かに推古十二年以前に於て日を記すに干支を使用しなかつた事實は、大和法隆寺の銅像釋迦後光銘に「甲寅歲三月二十六日」とあるのが、推古天皇二年（五九四）の記事であることから、認められるところであるが、しかも、同じく法隆寺の觀世音菩薩造像記に「歲次丙寅年、正月生十八日」とあり、それが推古天皇十四年（六〇六）の記事である事實は、推古十二年以後に於てもその以前と同様に日を記するに干支を使用しなかつた事實を實證するもので、その他井本氏が引いて居る「聖德上宮法王帝說」や「上宮聖德太子傳補缺記」にも同様の記事を見るのである。随つて、政事要略所載儒傳の記事に執はれて、「推古天皇十二年甲子正月一日以後は日を記するに干支をもつてするようになった」といふ氏の推定は、更に再考の要があると思はれる。いはゆる儒傳の記事なるものが、史實を傳ふるものとして必ずしも信を置くに足らざることは、またこの事實によりても、認めらるゝところであらう。けれども、推古天皇崩御の日のみに干支が附せられ居る事實は、確に注目すべきことであるが、たゞ書紀本文が中國の正史本紀の記事に倣ひ、日附は凡べて干支により全く數字を使用しないのとは異り、まづ「十五日」と記して更に「癸丑日」と附記せる記載法は、特殊のものであり、この

點からも、當時日の表示が干支のみに變つた事實を證するものとして見ることは、如何であらうか、蓋し、推古紀によると、推古天皇二十八年（六二〇）に厩戸皇子が嶋大臣と共に議し、天皇記、國記、臣連、伴造、國造、百八十部并公民等の本記を録せしめたといふのであるから、その記載法はもとより中國史記の記載法に従つたものと思はれるので、恐らくは當時百濟の史書と同様に日附は凡べて干支によることが實行されたものと推せられる。随つて、日附に干支を使用することも、既に推古朝の頃から始まつたかとも思はれるが、古事記注記の「三月十五日癸丑日」とあるこの記事は日本書紀推古紀に「三月丁未朔癸丑、天皇崩之」とある記事に對するもので、曩に述べた様に、記注が書紀編輯後に書かれたものとすれば、記注の筆者は書紀の編者が癸丑の日を「三月七日」に當てゝ居るのに對して、「十五日」が「癸丑の日」なることを示すために、記入したものと考へられ得るのである。然るに、用明天皇の場合も、書紀に「四月乙巳朔癸丑（九日）」とあるに對して、記注には「四月十五日」とあり、崇峻天皇の場合も、書紀に「十一月癸卯朔乙巳（三日）」とあるに對して、記注には「十一月十三日」とあり、前者は六日、後者は十日の相違である。しかも推古天皇の場合の様な独自の干支の記載を有しないことは、當時なほ干支を以て日を記することが、行はれてゐなかつたのではないかと、思はれる。されば、この點から見て、日を記するに干支を以てする慣習は、推古天皇の晩年頃から始まつたものではないかとも推想されるのである。たゞそれが政事要略所載儒傳の記事の確實性を示すものでないことは、曩に述べた通りである。

それから、井本氏は所謂儒傳の記事に執はれた結果、「推古天皇十二年正月一日から用いた曆日というのは、日の干支の新規採用であり、同時に多分元嘉曆の採用であつたようである」となし、「そして元嘉曆は宋書の記事によれば、



(中略)作曆後二百五十年も経過すると、約一日の差を生ずる計算となるのであるが、(中略)持統天皇四年(六九〇)においては、最早や作曆以來二百四十七年を経過しており、曆天の運行に合わざること一日以上の差となり、日食の豫報が當らないため、改曆の必要を生じたものであろうが、その年十一月甲申(十一日)より元嘉曆と儀鳳曆とを併せ用いることにしたのであつた」と斷じて居られるのである。けれども、井本氏も引用して居られるように、小川清彦氏が究明された日本書紀の曆日は、安康天皇三年(四五六)頃から元嘉曆を用ひて居り、それより以前は儀鳳曆の平朔を用ひて推算したといふ斷定が正しいもので、随つて、元嘉曆の施行が當時に遡るものとするならば、「推古天皇十二年(六〇四)正月一日から日の干支が新規に採用され、同時に元嘉曆を採用した」といふ考へとは兩立し得ないもので、また儒傳の記事の不信を示すものではあるまいか。日の干支が推古十二年以來使用されたといふ考への、誤りなることは、既に曩に述べた通りである。

なほ、井本氏は聖徳上宮法王帝説及び上宮聖徳太子傳補缺記に見える七個の年月日の記事につき、前者では「歲在辛巳十二月廿一日癸酉」の癸酉は廿日のはずで、廿一日は甲戌であるから一日の喰違ひがあり、「皇極天皇癸卯年十月十四日」とあるのが、書紀には「皇極二年十月戊午(十二日)」とあり、こゝに二日の喰違ひがある。また「孝徳天皇乙巳年(大化元年)六月十一日天智天皇林太郎を殺す明日(十二日)を以て、その父豊浦大臣子孫等皆之を滅す」とあるのが、書紀には皇極四年(乙巳)六月戊申(十二日)とありて、兩者合致し、「孝徳天皇己酉(大化五年)三月廿五日大臣害に遇う」とあるのが、書紀では大化五年三月己巳(二十五日)とありて、兩者合致してゐる。また後者では「壬午年二月廿一日庚申太子病無くして薨す」とあるが、壬午年は推古天皇三十年に當り、長曆によれば二月二十二日は甲戌が正しく、

庚申は八日に當るので、こゝに十四日の喰違ひがある。また癸卯年十一月十一日丙戌云々とあり、丙戌の干支は長曆と合致するが、書紀ではこの記事は十一月丙子朔の條下にあり、十日の喰違ひとなつて居る。なほ、「庚午年四月卅日夜半斑鳩寺災」ありとの記事があるが、これは庚辰年の誤りと見られ、書紀には「天智天皇九年（庚午年）四月壬申（三十日）夜半」となつて居り、書紀の紀年の方が正しいのである。従つて、後者の場合では前二者のみが喰違ひを示してゐる。さらに古事記注記と書紀の天皇崩年月日と比較すると、「用明二年（丁未）の條と、崇峻五年（壬子）の條と、推古三十六年（戊子）の條とで、それ〴〵六日、十日、八日の喰違ひを見るのである。」となし、そこで以上の曆日の喰違ひを年代順にまとめて見ると、左表の通りとなると稱し、

新舊曆日比較表

番號	論號	舊曆法による曆日	新曆法による曆日	ユリウス曆	曆日の喰違ひ
1	用明	2年 4月 15日	2年 4月 9日	587. 5. 27.	6日
2	崇峻	5. 11. 13.	5. 11. 3.	592. 12. 12.	10.
3	推古	12. 11. 11.	12. 11. 1.	604. 2. 16.	10.
4	同	29. 12. 21.	29. 12. 20.	622. 2. 7.	1.
5	同	30. 2. 22.	30. 2. 8.	622. 4. 8.	14.
6	同	36. 3. 15.	36. 3. 7.	628. 4. 15.	8.
7	皇極	2. 10. 14.	2. 10. 12.	643. 11. 30.	2.
8	同	2. 11. 11.	2. 11. 1.	643. 12. 26.	10.
9	孝德	大化元. 6. 12.	大化元. 6. 12.	645. 7. 10.	0.
10	同	大化5. 3. 25.	大化5. 3. 25.	649. 3. 25.	0.

更にこれを圖表に現はし、また同じく十日の違ひを示してゐる238の曆日に注目し、3と8、2と8、2と3との間隔の日數を算出し、

年 號	期	間	近 似 的 に
8—3	39年	85788608	13年×3=39年(643—604)
8—2	51年	06553648	13年×4=52年(643—592)
3—2	11年	20765040	.....11年(604—592)

「この事實は舊曆法には正確な週期としてはないが、大體十一年から十三年經過すると、循環して同じ曆日の喰違ひが起ることを意味している。そして天の運行によく合致している新曆法の曆日と、大體十三年毎に合致するようになつてゐることを示しているといふことができる」と斷じてゐる。かつ更にこの事實を證明するために、正確な一太陽年と舊曆法との間には毎年2日30769231の不足が生ずる譯であるから、舊曆法の一年は362日9345、即ち約363日であつた譯である。これは假設としての舊曆法であるが、これが實際の曆日と何んな關係になつてゐるか、比較してみることにし、この毎年の平均不足日を用いて、假定十三年週期の舊曆法による曆日のズレ推算値を示すと、左表のようになる。

年の序列	曆日のズレ	年の序列	曆日のズレ	年の序列	曆日のズレ	年の序列	曆日のズレ
第 1 年	2日30769	第 6 年	13日84614	第 11 年	25日38459		
第 2 年	4. 61538	第 7 年	16. 15383	第 12 年	27. 69228		

第 3 年	6. 92307	第 8 年	18. 46152	第 13 年	29. 99997
第 4 年	9. 23076	第 9 年	20. 76921		
第 5 年	11. 53845	第 10 年	23. 07690		

この表により前表の十個の暦日に對する推算値を選んで、順次あてはめると、次の通りになると、その結果を表示し、かくて井本氏は移動平均値が「實際の暦日の喰違いとよく合致してゐるのを注意して頂きたい」といひ、この假設十三年週期に類似した舊曆法があつたことを確認し、「この頃は一定の置閏を行わず、日月食などで暦日を修正したことも考へられる」となし、かつ「我が國では明治五年十一月九日詔勅をもつて従來用いていた太陰曆を廢止して、新曆法たるグレゴリオ太陽曆を採用し、その後七十餘年を経過しているが、未だ地方では舊曆法を用いている。これは推古天皇十二年に唐土から傳えられた新曆法による暦日干支を用いたが、その後四十年間も依然として舊曆法が共に存続していたことと比べて、好一對の事實を示すものである」と結んでいる。かくて井本氏は「西曆紀元二、三百年頃から既に我が國では固有の曆が用いられていたらしいが、中國の進歩した曆法を採用するため、曆博士の來朝、同時に曆本の携行を百濟に求めたのは、欽明天皇十四年（五五三）のことであり、よつて翌十五年曆博士王保孫などが來朝した。（中略）この頃既に百濟の用いていた中國の曆をわが國にても用いたであらうことも考へられることである。そして推古天皇十二年には干支による暦日を新たに採用し、また古に遡つて國史の編纂を行つたのも、此頃のことであらう」と要約してゐるのである。けれども、予は遺憾ながらその高説には賛同することが出來ないのである。何となれば、我が國の上古に於て井本氏の主張せらるゝいはゆる獨自の舊曆法なるものの存在を認めることが、出來ないからである。蓋し、井本氏

が主張せらるるやうに、推古天皇二十九年辛巳(六二一)より皇極天皇二年癸卯(六四三)に至る、二十二年間に互りて見出される八つの記録の中で、僅に五九二年と六〇四年と六四三年との三つの記事だけが、これをいはゆる舊曆法と新曆法とに批定すると、各十日の喰違ひがあるといふ事實に基いて、一年を365とする、いはゆる舊曆法が存在したとなすことは、餘りにも空想に過ぐるもので、予は寧ろこれを以て、井本氏がいはゆる舊曆法を假設することによりて生じた、偶然の事實であると認むるもので、これによりて舊曆法の存在を實證するものとは思へない。もし井本氏が小川氏の研究を承認し、かつ曩に述べた様に、允恭天皇頃既に元嘉曆の將來された事實の可能なる事情があることを認むるとすれば、大化以前允恭天皇頃までの曆法が元嘉曆であつたことは疑ひなきところで、それ以前が儀鳳曆による推定なることは、小川氏の研究によりて明白であるから、その他にいはゆる舊曆法と稱せらるる、日本独自の曆法の行はるべきはずは、あり得ないと考へる。一方に小川氏の所説を認めながら、他方に於て、上古に於ける独自の舊曆法の存在を認めることは、全く自家撞着の考へではあるまいか。

要するに、書紀の曆法は小川氏研究の通りであらうと考へるが、たゞ元嘉曆の傳來は頗る古く、恐らく中國に於てその實施を見た頃、即ち我が允恭天皇の頃に溯るものであらうといふのが、予の目下の考へである。もしそれ以前何等かの紀年法があつたとすれば、そはたゞ單純な自然曆の一種で、「計春耕秋收、爲年紀」せしに過ぎなかつたものと考へる。

## 六

それから、飯島博士は三善清行の「請改元應天道之狀」に記された、易緯の「辛酉爲革命、甲子爲革命、」とある文

句に對する鄭玄注を「天道不遠、三五而反、六甲爲一元、四六二六相乘、七元有三變、三七相乘、廿一元爲一蔀、合千三百二十年」とあるものと認め、

七元とは、一元、四元、二元を併せて七元となることを言ふのである。三變ありとは、七元を三回重ねることを指す。七元が三倍して、二十一元となる。これを一蔀と名づけるのである。となし、更に、

千三百二十年とあるのは、千二百六十年の上に更に次の大週期の初にある一元六十年を加へたのであらう。と論じてゐる。<sup>(12)</sup>

けれども、「合千三百二十年」なる文句は、明かにすぐ前の「廿一元爲一蔀」を承けてゐるのであるから、そこに次の大週期の初にある一元六十年を加へた年數を掲ぐべきはずもないやうに思はれる。されば、那珂博士は「一元は六十年、七元は四百二十年、之に三を乗ずれば千二百六十年にして、千三百二十年に非ず。千三百二十年は二十二元にして、三七相乗の數に非ざれば、此の數は恐らく千二百六十(二)年の違算なるべし」と論ぜられ、予もまた曾てそれに賛同したのであつた。<sup>(13)</sup> されど、更に考ふるに、鄭玄ほどの學者がかくも簡單なる計算を誤るはずもない譯であらうから、そこに何等か他の事情の伏在するにあらざるかを、思はしむるのである。因つて惟ふに、かの「合千三百二十年」なる一句は元來鄭玄注の文句ではなく、恐らく三善清行がその勘文を草せし時、特に挿入せしものではないかとの、疑ひがあることである。

蓋し、この勘文によると、清行は今年大變革命の年に當ることを論證するがため、まづ易緯・春秋緯・詩緯の本文及

び注文を掲げ、更に中國の史實と稱せられる、周の文王・武王のことを引き、ついで我が國の史實に及び、その易緯の辛酉革命、甲子革命の説及び鄭玄注の四六二六大變の説に合致する事實を例示してゐるのであるが、神武天皇即位元年が辛酉で、一蔀革命の首となつて居り、四年が甲子で、諸虜已に平ぎ、海内無事となつたことを述べ、更に推古天皇九年辛酉には、聖德太子が初めて宮を斑鳩村に造り、事大小となく皆太子に決したること、同十二年甲子には冠位を制し、憲法を定めたことを引き、つぎに、

已上一蔀、神倭磐余彦天皇即位辛酉より、天豐財重日足姬天皇六年庚申に至るまで、合せて千三百二十年、已に一蔀の首を畢る。

となし、最後に、

謹按、自天智天皇即位辛酉之年、至于去年庚申、合二百卅年、此所謂四六相乘之數已畢、今年辛酉、當於大變革命之年也、云々

と記してゐる。<sup>(14)</sup>こゝに「合二百卅年」とあるのが、「合二百卅年」の誤記であり、曩に引用した那珂博士の文に、「此の數は恐らく千二百六十二年の違算なるべし」とあるのが、「千二百六十年」の誤記で、誤植若しくは傳寫の折の誤りなる事は、疑ふべき餘地がないのである。けれども、「千二百六十年」が「千三百二十年」となつてゐることは、單なる誤記誤植などは、受けとれないものであらう。然るに、その勘文に記するところを見ると、神武天皇の即位元年辛酉から齊明天皇の六年庚申まで、合せて千三百二十年とあり、齊明天皇の六年に特に重點を置き、従つて千三百二十年なる年數を特記してゐるのである。これ蓋し、その翌七年辛酉七月廿四日に齊明天皇が崩ぜられ、天智天皇の治世となる

のであり、それから二六を経て光仁天皇寶龜十一年（一四四〇）庚申正月十九日に詔あり、その中に、「今者三元初曆、萬物維新」といふ句があり、恐らくその明年が辛酉で、第三元の曆が始まる機運となつてゐることを意味するものと思はれるので、千四百四十一年辛酉を天應元年と改めてゐるのである。かくて更に齊明天皇七年辛酉から四六を経て、三善清行が勘奏した醍醐天皇の昌泰三年（一五六〇）庚申となり、翌年辛酉に延喜と改元したのであつた。

惟ふに三善清行は齊明天皇の七年即ち天智天皇即位の年辛酉から光仁天皇の寶龜十一年庚申まで、二六即ち百二十年にして、「今者三元初曆、萬物維新」との詔書出で、翌辛酉の年に改元して、天應元年となれる事實を見て、かの易緯に「四六二六」を以て大變の年となす原理により、改元せるものなるべきを思ひ、更にそれより二六、天智天皇即位よりは四六に當る醍醐天皇の昌泰三年を以て、改元の機運至れりとなし、かのいはゆる革命勘文を草せしものと推考せられるので、曾て那珂博士が「革命革命等の運數の説を唱へたるも、清行に生まれるに非ず」と云へる論旨も、決して非難さるべきものとは思はれない。けれども、清行は神武即位元年より天智即位の年まで、千三百二十年を経過してゐる事實に直面し、そこに一蔀千二百六十年に更に一元を加へたる年數なるにより、その「四六二六」の原理に應ずるためには、何とかこの一元に特別の配慮を加へなければならぬので、その勘文の初めに易緯の本文及び鄭玄の注を引くに當り、「廿一元爲一蔀」との原理を認めながら、その後齊明天皇六年に至るまでは、更にこれに一元を加へ、合せて千三百二十年なることを注記せしもの、後に本文の一部として攙入し、恰も鄭玄の注の一部で、一蔀の年數を示すもの如き、誤解を惹起せしむる形をなすに至つたものではあるまいか。何となれば、他の用例から見ると、この場合「廿一元爲一蔀」とあるだけにて十分に易緯の注としての意味を果してゐるのであり、更にその後「合千三百二十年」とい



ふが如き、一節に一元を加へたる年數を掲ぐべきはずもなく、また必要もない譯で、殊に「合」なる語を使用せることは、「一節」の年數と他に何かの年數とを合するものと見なければ、無意味の語で、鄭玄がかくも無意味の語句を附加すべきはずはない譯である。なほ、この年數を「千三百二十年」と記してゐるその書き方も、中國人の慣用に反するもので、中國人ならば必ず「一千三百二十年」と記すべきはずである。その單に「千三百二十年」と記してゐることは、全く日本人的の慣習を示すものと思はれる。また同勘文中、「自神倭磐余彦天皇即位辛酉、至于天豐財重日足姬天皇六年庚申、合千三百二十年」とある書き方も全く同一であり、「自天智天皇即位辛酉之年、至于去年庚申、合二百卅年」とある書き方にも通ずるものある事實をも、考慮すべきであらうと考へる。要するに、この一句は元來鄭玄注の本文ではなく、清行注記の攙入と見るべきものであらう。清行が他の文を引用する際に、必ずしも原文のままにのみ記さなかつたことは、たとへば、易緯のつぎに春秋緯を引き、「天道不遠、三五而反」とある本文に宋均注として、「三五王者改代之際會也、」云々と記しあるも、後漢書郎顛傳の章懷太子注に引ける宋均注のこの文句は、「三三正也、五五行也、三正五行、王者改代之際會也、」云々と見えて居り、清行が宋均の注文に筆を加へしことは明かである。されば、その前の鄭玄注の場合にも、また加筆注記などあり得たことであるまいか。

なほ、かの瓊々杵尊、彥火々出見尊、葺不合尊の年代をば、それ〴〵三十一萬八千五百四十二歳、六十三萬七千八百九十二歳、八十三萬六千四十二歳となす傳への如きも、また數觀念の連想に基くものであらう。蓋し、我が上古神代の作者は、易緯關係の思想である、「天道不遠、三五而反、」とか、「四六二六爲大變、」とか、「七元有三變、」とかいふが如き、思想に影響せられ、それ等の數觀念に基きて、種々の作爲をなせしものなることは、疑ひないのであるが、かの神武東征

の詔勅に「自天孫降臨、以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歲」とある年數が、飯島博士の論究せられし通りに、戊寅元曆に據り、日法一萬三千六に章歲六百七十六を乗ぜし數八百七十九萬二千〇五十六に、七元の年數四百二十を加へし、八百七十九萬二千四百七十六なる數に基き、いはゆる天神七代の各代を一百萬年と見て、七百萬年をこれに當て、天孫降臨後、いはゆる地神三代の年數をその殘數一百七十九萬二千四百七十六年となせしものなることは、殆ど疑ひないのである。随つて、この總年數に基いて、かの三尊の年數を作爲せしものなることも、また疑ひないのであるが、たゞ如何にしてその三尊に前記の如き年數が分配せられしか、飯島博士もこれを解説することなくして、殘されたのであつた。これは誠に困難なる問題であるが、もとゞ天神七代、地神三代の觀念が、七元三變思想により、或は三五思想より生ぜし、三皇思想の影響も認められるかとも思はれるので、三尊年數の分配に際しても、それと同一の數觀念に支配されしことは、もとより當然であらうと思はれる。されば、予はその思想觀念に基き、一試案を得たので、ここにこれを披瀝して、同學の示教を仰ぎたい。

すなはち、三尊の總年數1792476をば、まづ頭首17・中體9247・末尾6の三部に分ち、その末尾6を三等分してa-2・b-2・c-2を得、頭首17は等分不可能であるから、これを3とその倍數6とその殘數8とに三分して、a-3・b-6・c-8となし、更に中體9247を三分するに當り、まづ三元の數180をもととし、その二倍の數360を取り、a-180・b-360・c-360の三となし、つぎにb-360に180を附加して、b-3780なる數を作り、同時にa-180に三五の五に誘導された5を附加して、a-185なる數をなし、最後に殘數17の分配に際し、頭首17の分配法とは異なる方法を選び、會々b-3780が七と八と連り居るを見て、これに誘導せられ、まづそれに9を附加して、b-3789なる數を作り、殘數8を二等分し

て、その前後兩者に附加し、ここに a-318542. b-637892. c-836042. なる年數を得て、それ〱瓊々杵尊・彥火々出見尊・葺不合尊の三尊に配して、その年數となせしものではあるまいか。なほこれを表示すれば、左の通りとなるのである。

17	9247	6
a 3	180	2
b 6	360	2
c 8	360	2
a 3	180	2
b 6	3780	2
c 8	360	2
a 3	1854	2
b 6	3789	2
a 8	3604	2

それから、古事記に彥火々出見尊の年數を五百八十年となせるは、一千年から七元の年數四百二十年を減ぜしもので、かゝる試みもまたなされたものと思はれる。

それは兎に角として、神武紀元が推古天皇八年を以て一葦一千二百六十年となり、天智即位までは更に一元を加へて、一千三百二十年となるといふ事實は、神武紀元が推古天皇九年の辛酉を基準として一葦を溯つたもので、決して天智即位を基準としたものでないことを、實證するものであらう。蓋し、一千三百二十年といふが如き、後に三善清行を煩はした半端な數を利用するが如きことは、事實上あり得べからざることと、思はるゝからである。

なほ、最後に疑問として残ることは、何故に神武紀元を推古八年よりたゞ一葦を溯ることを以て満足し、それ以上に及ばなかつたかといふ問題である。丸山二郎氏は「一葦が最大の年數で、それ以上考へられないものといふならば、一葦を溯つたところに、元年を配することが、至當であるが、一葦が最大の年數を表はすものでない、單位の最大といふ

ならば、我が國で數としてよく數へられる、八又は支那思想から傳へられたかも知れないが、五とか七、或は三といふ數を何故に採つてゐないか。勿論それは御歴代の數によるものと説くであらう。そこに御歴代の數を重視することも、考へ難いことではない。併し讖緯の説によつて紀年が制定されたといふ事が證せられない間のことであれば、御歴代の數によりて自ら決定されたものとしても、そこに疑が發しないであらうが、既にその紀元年數が學說から來た構架に基くといふ以上には、また神武天皇以前の年時や神々御祖先を數へてゐる點から、或は神武天皇以降の御歴代の年紀の特に長く、長壽にましますこととなつてゐて、常識を離れてゐることから見れば、御歴代の數によつて自ら定められたといふだけでは、不可でなからうか」となし、朝鮮の建國紀元に論及し、金富軾は三國史記で、「自箕子受封周室、衛滿僭號於漢初、」といひながら、新羅始祖朴赫居世の元年は漢の宣帝五鳳元年（B.C. 五七）甲子に配されてゐる。然るに、後に古朝鮮の開祖を檀君とし、その開國を支那の堯時代とし、西紀前二千三百年以前に溯らしめた。この點に關し未松氏が「新羅がその建國を漢の五鳳元年に配したことは、その時代は漢武帝元封三年（B.C. 一〇八）の朝鮮半島の四郡設置の年代と何か關係がなからうか。即ち朝鮮が古くから支那文化の影響を受けること、最も力強くして、そこに自らの無意識の裡にあれ、意識的にもせよ、抑制の下に在つて、新羅建國も四郡設置の年代の上には、出ることが出来なかつたのでなからうか」となす所説に準じ、「既に周代に溯つて惠王の十七年に配されてゐる紀元を、その逆推の基年より一蔀以上として、二蔀溯つた場合としても、その辛酉の年は之れを支那の年代に比すれば、恰も夏の後局二年（B.C. 一九二〇）となるであらう。そこでこの様な年時は我が國に讖緯の説を傳へた人々や、これによつて我が國の建國創業の時代を定めた者の間にも、考へ及ばなかつたものであらうか。周室の以前には溯ることは、考へ得なかつたと謂ふ可

きであらうか。それとも漠然と一部を溯つて、その部首に建國創業の日を配したに過ぎないであらうか。」などと種々の疑問を提起してゐるのである。<sup>(16)</sup>

註

- (1) 飯島忠夫博士「日本上古史論」四一一二頁。
- (2) 同書一一頁。
- (3) 顧炎武著、黃汝成集釋「日知錄集釋」卷三十參照。
- (4) 辭源に「一說遁甲當云循甲」とあり、「見雲麓漫鈔」とある。されど、說郛十九所收の宋趙彥衛著「雲麓漫抄」には、これに關する記事を見出すことが出来なかつた。
- (5) 那珂博士「外交釋史卷之一」(那珂通世遺書所收) 三二頁。
- (6) 飯島博士、前掲書一七—三七頁。
- (7) 小川清彦氏の研究は種々の事情のため、公刊することが出来ないで、歿せられたのであるが、予は寺田勢造氏(東京理科大学圖書室在勤)の紹介により、未亡人小川ふじ子氏の保管せらるゝその遺稿を借覽することが出来たのである。予はこゝに寺田小川兩氏の厚情を感謝する。小川清彦氏がこの研究を始められたのは、保井春海の「日本書紀曆考」にいふ「三期曆法」に對する疑問からであつた。蓋し、春海の「古曆法」は日本固有の曆法としてこれを作爲せしもので、小川氏はその非を明かにするに、努められたのである。
- (8) 小川氏作製の原表には、こゝに掲げたものゝ外に、春海古曆と日本長曆とを併せて表示してある。けれども、予はこの場合これを必要としないので、凡べてこれを削除した。
- (9) 福山敏男博士「石上神宮の七支刀」(美術研究第百五十八號八一—三八頁)。
- (10) 福山敏男博士「江田發掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作」(考古學雜誌第二十四卷第一號三一—三六頁)。但福山博士は「穢人」を「漢人」と解せらるゝが、「穢」は「濊」を意味するものではあるまいか。

(II)

日本書紀の紀年が特に著しく延長されてゐるのは、仁徳天皇の實算からである。けれども、我が國に中國の曆法の傳つたのは、どんなに早く見ても、恐らく元嘉曆以上には溯ることが出来まいから、我が國では允恭天皇即ち宋書の倭王濟の時代が、その上限であらうと思はれる。それ以前は、よし年月日を數ふことがあつたとしても、それは要するに自然曆の類であつたらう。しかも、年代に關する記録は、本文に述べた通り、安康天皇以前に溯ることが出来ない。日本紀編撰の時、推古天皇八年庚申より一千二百六十年を溯りて、我が上代の紀年を定むるに當り、撰者が内外の史書を参照したことは、疑ひないのであるから、まづその眼についたのは、宋書倭國傳の記事と、魏志倭人傳の記事で、同時に我が國の殘簡及び百濟・新羅・高句麗の記録であらう、隨つて、編者がこれ等を利用しなかつたとは、どうしても思へない。だから、濟・興・武三帝の批定が、允恭・安康・雄略の書紀年代と略々一致して居り、仁徳に至りて急に著しく延長せられてゐることや、神功皇后卅九年の條に、「是年也大歲已未」とある記事の如きは、確に前者は宋書を、後者は魏志を参照せし事實を暗示するものと思はれる。和田博徳君は「應神・仁徳・雄略等の御代と倭の五王の年代とを一致させてない」(朝鮮學會報第十三)といつてゐるが、それは事實を歪曲したものである。應神は宋書の五王とは全く無關係で、「仁徳」は讚かと思はれるが、少くとも書紀の撰者等はこれを履中に批定し、珍・濟・興・武をそれ〴〵反正・允恭・安康・雄略に批定せしものなることは、その年代の上から明かなる事實と見らるゝのである。その注記なきは、その必要を認めなかつたためであらう。神功紀の場合は全くこれとその趣を異にし、特に神功紀卅九年の大歲記事は、魏志の記録を参照することなくしては、全く無意味の記載といはなければならぬのである。和田君は卅九年の條下にある、この重大な本文の存在を無視し、「この注記には本文が全く無く、年紀の下にたゞ注文だけがある」(同上)といはるゝのであるが、これも事實を甚しく歪曲せるものである。されば、その注記は後人の挿入かとも思はれるやうが、その本文の大歲記事が何故の記載かを説明するためには、必ず何等かの注記を必要とすべき譯であらうと思はれる。蓋し、曾つて拙著日本上古史研究(四三〇—一頁)に於ても説明したやうに、凡べて書紀には列聖の各即位元年の條に、たとへば推古天皇元年の所に、「是年也大歲癸丑」とあるやうに、必ず太歲の位置を示す記事が記されてゐるが、たゞ神武天皇と神功皇后の場合だけが、他と異り、神武天皇の場合、即位の元年にも、崩御の年にも、太歲の記事がなく、東征發向の年に、「是

年也太歲甲寅」とあり、また崩後三年目に、「于時也大歲己卯」と見え、神功皇后の場合には、攝政元年の條に、「是年也大歲辛巳」とあり、六十九年崩御の年にも「是年也大歲己丑」とあるばかりでなく、更に卅九年の條にも「是年也大歲己未」と見え、「大歲」は「太歲」の誤記で、木星の神靈を意味し、「太一」即ち天帝の分靈であり、十二年で天を一周するものと信ぜられて居り、その各年に於ける位置は十二方位の十干十二支名によりて示される。その思想が書紀の編者によりて採り入れられ、天皇即ち天帝と同格なるべき現神として、その位に即かれし場合、特に太歲の位置を記して皇運の繼承を表象せしものと見るべきであらうと考へる。しかも、神功皇后の場合に限りて、奮に攝政元年のみならず、崩御の年にもこれを記し、その上に邪馬臺國女王が始めて魏に使節を派遣せし景初三年即ち神功紀卅九年の條にも、亦特に太歲の位置を明記してゐるのは、皇后を女王と見る書紀の撰者が、その盛事を表象したものと思はれる。されど、その本文にはこの事實を記すべきではないとしたのであらうから、これを見るものには、何のためにこゝにこの文句を記したのか、全く不明にした無意味なこととなるのである。けれども、太歲の位置をこゝに記してゐることは、何かこゝに重大なる史實の存在することを暗示するものなることは、疑いないのであるが、書紀編撰の大方針である日本中心主義の立場からは、神功皇后が魏に入貢して、倭王に封ぜられた事實を記載する譯には行かないので、本文にはたゞ太歲記事を掲げることによりて、その事實を暗示し、更に注記としてこれを記さなければならなかつた譯ではあるまいか。この事實がこの注記を原注と思はしむる有力なる理由なのである。もとより、書紀の撰者が日本を世界の中心とする自國尊重の精神で、この書を書いたに相違ないことは、勿論であるけれども、しかも、その精神の根柢に中國崇拜の思想が伏在することは、覆ふべからざる眞實で、漢文化に浴した古來の日本文化人に、共通の心理であり、表面如何に自國尊重の表現をなす場合でも、その目標として中國を有し、中國に劣るまい、劣等視せられまいとする心理が、潜在するのであるから、後漢時代の如く、また宋書に見える如く、單に倭より使節を派遣したばかりでなく、中國皇帝からの使節を迎へたといふ史實は、實に空前の盛事で、推古天皇の時、隋の煬帝よりの遣使、舒明天皇四年(六三二)唐の太宗よりの遣使に比すべき重大な、また光榮とした出來事なのであるから、全くこれを無視することの出來ない心理に執るべきことも、また無理からぬ人情ではあるまいか。とにかくも、これ等の事情を考慮する時に、神功皇后の年代が卑彌呼

の時代と一致することは、偶然の一致として簡単に断定することを、躊躇せざるを得ないのであり、寧ろその反對に卑彌呼を以て神功皇后に比定し、讀者をしてこれに盲從せしめんと力めた形迹を、認めざるを得ないのである。しかも、當時にありては、魏志・晉起居注・宋書などの中國文獻は頗る貴重なものであつたと思はれるから、これを手にし、これを讀み得るものば、書紀の編者以外には極めて稀であつたと思はれるので、これを故意に自己に有利に利用するのも、普通のことであつたと思はれるし、實際は卑彌呼、壹與に互りし史實でも、延長された卑彌呼一代に包括せしめて、憚らなかつたことと思はれる。それは恰も隋使を唐使と明記して、平然たる心理と同様のものであらう。これ神武と共に神功の太歳記事が特殊の用法を示してゐる所以であると考へる。古事記に於ては、仲哀天皇記に附屬せしめた神功皇后を、書紀に於ては、特に一代として分離したのも、書紀撰者が如何にこれを重視したかを示すものであらう。神武の場合は、東征發向の年を重視して、こゝに太歳記事を記したから、即位元年にはこれを附せず、崩後手研耳命の禍心を特に重視し、神武の御神威のその崩御、この反亂の鎮定にも及んだことを暗示し、こゝにも亦太歳記事を附したものであらうと思はれる。

(12) 飯島博士前掲書八頁。

(13) 那珂博士遺書三四頁。同書に「千二百六十二年ノ違算ナルベシ」とあるのも、やはり校正の疎漏による誤植であらう。

(14) 群書類從、雜部、革命勸文。

(15) 那珂博士遺書三一頁。丸山二郎氏「日本紀年論批判」一五七―八頁。

(16) 丸山二郎氏前掲書一五九―一六二頁。